

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部

総務監察課法制文書室

定期第741号 令和6年9月10日発行

目 次

【告示】

447 シルバー人材センター連合会の業務拡大に 労働雇用政策課

係る業種及び職種を指定した件

448 解除予定保安林を告示する件 森林土木・保全課

449 道路の区域を変更する件 高規格道路課

4 5 0 同

4 5 1 同 同

【公安委員会告示】

番 号 担当課名

9 指定講習機関から代表者の変更について届出があった件

1 0 運転免許取得者等教育を行う者から代表者

の変更について届出があった件

徳島県告示第四百四十七号

法第四十五条において準用する同法第三十九条第四項の規定により公示する。 一項の規定に基づき、公益社団法人徳島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定したので、同高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号) 第四十五条において読み替えて準用する同法第三十九条第

令和六年九月十日

指定をした業種及び職種並びに指定に係る市町村の区域

徳島県知事 後藤田 正 純

	○九九 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	八八 廃棄物処理業	八
	〇八四 バス運転の職業	七六(飲食店)	七七
県内全市町 村	○九六 清掃・洗浄作業員○九六 精審・給仕の職業○九六 接客・給仕の職業○九六 飲食物調理の職業	七五 宿泊業	ţ
	○九九 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	四八 運輸に附帯するサービス業	四
	〇七三(製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く)	木材・木製品製造業 (家具を除く)	_
	〇七二 製品製造・加工処理工(食料品等)	〇九 食料品製造業	Q
	〇六四 農業の職業(養畜・動物飼育・植木・造園を含む)	〇一農業	0
市町村の区域	職種	業 種	

備考 業種は令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件

令和六年九月一日 指定年月日)に定める日本標準産業分類の中分類、職種は第五回改定厚生労働省編職業分類の中分類に定める区分による。

徳島県告示第四百四十八号

第三十条の二第一項の規定により、次のよう次の保安林を解除予定保安林にしたから、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

次のように告示する。

令和六年九月十日

徳島県知事 後 藤 田 正

純

美馬市穴吹町口山字宮内五九九の二、解除に係る保安林の所在場所 五九九の三

保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

 \equiv 解除の理由

指定理由の消滅

徳島県告示第四百四十九号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年九月十日から二週

令和六年九月十日

道路の種類 一般国道

徳島県知事 後 藤 田 正 純

四		路	
四三八号		線	
	号	名	
同	六九番四地先まで「一番地先から」では、一番地先から「一番地先から」では、「一番地先から」では、「一番地先から」では、「一番地先から」では、「一番地先から」では、「一番地先から」では、「一番地先まで、	区間	
新	田	の 新別 旧	
一一・八~四九・三	五・四~一五・一	(メートル)敷 地 の 幅 員	
二八三・三	二九〇・九	(メートル) 長	

徳島県告示第四百五十号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年九月十日から二週

令和六年九月十日

徳島県知事 後藤田 正

純

道路の種類 県道

7				番 整号 理
	美 馬 塩 江			路線名
番一まで写南原二二三番一地先から美馬市美馬町字小長谷六	番一まで 字南原二二 美馬市美馬町字小長谷一	番一地先まで三番一地先から美馬市美馬町字小長谷六	番一地先までカカカ番一地先から美馬市美馬町字小長谷一美馬市美馬町字小長谷一	区間
亲	f i	II		の 別 旧
0・0=	三・四~二八・六	-0.0-二八.六	三・四〜二八・六	(メートル)敷 地 の 幅 員
六三六・三	五四五・〇	<u>☆</u>	五四五・〇	(メートル) 長

徳島県告示第四百五十一号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和六年九月十日から二週

令和六年九月十日

道路の種類 県道

徳島県知事 後藤田 正 純

	1 2	番 整号 理
鳴 門 池 田		路線名
同	七番一地先まで ・四七七〇番三地先から ・四七七〇番三地先から	区間
新	П	の 新別 旧
三・一〜一七・四	· <> · O	(メートル)敷 地 の 幅 員
八七・九	八七・九	(メートル) 長

者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定に基づき、指定講習機関から次のとおり代表徳島県公安委員会告示第九号

令和六年九月十日

徳島県公安委員会委員長 畄 田

好

史

三加茂自動車学校	指定講習機関の名称 講習		
三加茂自動車学校	講習を行う事務所の名称		
代表者の氏名	変更事項		
伊原好秋	変更前	内	
笹山 正彦	変更後	内容	
令和六年九月一日	変更年月日		

令和六年九月十日 等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第七条第一項の規定に基づき、徳島県公安委員会告示第十号 運転免許取得者

徳島県公安委員会委員長 畄 田 好

史

三加茂自動車学校 二加茂自動車学校株式会社	を行う者の名称とは、に使用する施設の名称	運転免許取得者等教育運転免許取得者等教育
代表者の氏名	代 表者 変更 事項	
伊原好秋	変更前	内容
笹山 山彦	変更後	容
令和六年九月一日	変更年月日	